

VI 自主防災関係

資料 24 流山市自主防災組織補助金交付規則

令和 3 年 3 月 1 8 日

規則第 1 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、市内の自主防災組織が実施する防災活動に必要な資機材の購入、自主防災組織が主催する防災訓練、研修会等その他の防災活動に係る経費に対し補助金を交付することにより、地域防災力を向上し、もって市民の安全な暮らしに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「自主防災組織」とは、市内に存する規約等を有する自治会を単位として組織された団体又はマンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 3 条又は同法第 6 5 条に規定する団体に限る。以下同じ。）を単位として自主防災を目的として結成される規約等を有する団体をいう。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入及び更新に要する費用
- (2) 防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用
- (3) その他防災活動として、市長が特に必要と認める事業に要する費用

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に 3 分の 1 を乗じて得た額(当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下同じ。)と別表に定める自主防災組織の加入世帯数の区分に応じ、同表に定める限度額とを比較し、いずれか低い方の額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象経費が生じた日の属する年度の末日までに、流山市自主防災組織補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に補助対象経費の生じた日、内容及び金額が確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 補助金の申請は、1 団体につき、1 年度当たり 1 回とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市自主防災組織補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたものは、流山市自主防災組織補助金交付請求書（別記第3号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたものがあるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| 自主防災組織の 加入世帯数 | 資機材の購入及び更新の限度額 | 防災訓練・講演 会・研修等の限 度額 | その他市長が 認める事業の 限度額 |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 100世帯以下 | 50,000円 (設立時 75,000円) | 150,000 円 | 50,000 円 |
| 101世帯以上 300世帯以下 | 75,000円 (設立時 112,000円) | | |
| 301世帯以上 600世帯以下 | 100,000円 (設立時 150,000円) | | |
| 601世帯 以上1,000 世帯以下 | 125,000円 (設立時 187,000円) | | |
| 1,001世帯 以上 | 150,000円 (設立時 225,000円) | | |

備考

- 1 自主防災組織の加入世帯数は、第6条の規定による申請をする日の属する年度の前年度の10月1日現在の数（以下「基準加入世帯数」という。）とする。
- 2 申請をしようとする自主防災組織の基準加入世帯数が不明の場合の自主防災組織の加入世帯数は、当該申請をしようとする自主防災組織の設立時の世帯数とする。
- 3 資機材の購入及び更新の限度額のうち、設立時の額は、流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱（平成24年流山市告示第87号）による補助金の交付を受けたことがなく、自主防災組織を設立して初めてこの規則による補助金を申請する際の1回に限り適用するものとする。

《様式 19 流山市自主防災組織補助金交付申請書》

《様式 20 流山市自主防災組織補助金交付決定（申請却下）通知書》

《様式 21 流山市自主防災組織補助金交付請求書》

資料 25 自主防災組織一覧表

令和 4 年 1 月現在

| 番号 | 自治会防災会名称 |
|----|---------------------|
| 1 | 流山 1 丁目自治会防災会 |
| 2 | 流山 2 丁目防災会 |
| 3 | 流山 3 丁目自主防災会 |
| 4 | 流山 4 丁目自主防災会 |
| 5 | 流山 5 丁目自主防災会 |
| 6 | 流山 6 丁目自治会自主防災会 |
| 7 | 流山 7 丁目自主防災会 |
| 8 | 流山 8 丁目防災会 |
| 9 | 流山 9 丁目自治会防災会 |
| 10 | 東谷自治会防災会 |
| 11 | 加岸自主防災会 |
| 12 | 加台自治会防災会 |
| 13 | 三輪野山防災会 |
| 14 | 江戸川台東防災会 |
| 15 | 江戸川台西防災会 |
| 16 | サン・コーラス江戸川台自治会自主防災会 |
| 17 | 松ヶ丘千ヶ井自治会防災会 |
| 18 | 松風自治会自主防災会 |
| 19 | 松ヶ丘北自主防災会 |
| 20 | 松ヶ丘緑自治会自主防災会 |
| 21 | 松ヶ丘自治会自主防災会 |
| 22 | 松ヶ丘郵政自治会自主防災会 |
| 23 | 松ヶ丘旭自治会防災会 |
| 24 | 西松ヶ丘自主防災会 |
| 25 | 南柏本州団地自主防災会 |
| 26 | 鱈ヶ崎団地自治会防災会 |
| 27 | 南流山東町会自主防災会 |
| 28 | 南流山自主防災会 |
| 29 | 美原自治会防災委員会 |
| 30 | ときわまつ自治会防災会 |
| 31 | 西初石 6 丁目自治会防災会 |
| 32 | 東初石 3 丁目自治会防災会 |
| 33 | 東初石 4 丁目自治会自主防災会 |
| 34 | T B S やよい団地自治会防災部 |

| 番号 | 自治会防災会名称 |
|----|--------------------|
| 35 | 東初石5・6丁目防災部 |
| 36 | 西初石5丁目第1自治会防災部 |
| 37 | 四季野自治会自主防災会 |
| 38 | 名都野自治会自主防災会 |
| 39 | 野々下第二自治会自主防災会 |
| 40 | 長崎自治会自主防災部 |
| 41 | 東深井第一北自主防災会 |
| 42 | 東深井第一南組織 |
| 43 | 東深井第2自治会自主防災会 |
| 44 | 東深井第3自治会自主防災会 |
| 45 | コモンシティ防災会 |
| 46 | オークタウン江戸川台自治会自主防災部 |
| 47 | 八木南団地自治会自主防災部 |
| 48 | 西初石5丁目第2自治会防災部 |
| 49 | 平和台二・三丁目自治会 |
| 50 | 流山ハイツ自主防災組織 |
| 51 | 東深井みどり台自治会自主防災部 |
| 52 | コープ野村南流山弐番街自衛消防隊 |
| 53 | 平和台自治会自主防災部 |
| 54 | 西平井自治会自主防災会 |
| 55 | 宮園自治会自主防災組織 |
| 56 | みどり台自治会自主防災組織 |
| 57 | 豊台自主防災会 |
| 58 | ネオハイツ江戸川台自衛消防隊 |
| 59 | 東初石1丁目自治会防災部 |
| 60 | 東初石県営住宅自治会自主防災部 |
| 61 | 前ヶ崎自治会防災部 |
| 62 | 前ヶ崎南部自治会自主防災部 |
| 63 | 田島自治会自主防災部 |
| 64 | 青田第一自治会自主防災部 |
| 65 | 木自治会自主防災 |
| 66 | 清辺北岸自治会 |
| 67 | 江戸川台小田急ハイツ防火対策協議会 |
| 68 | 北自治会自主防災組織 |
| 69 | 向小金自主防災部 |
| 70 | 東自治会自主防災部 |

| 番号 | 自治会防災会名称 |
|-----|----------------------------|
| 71 | 真和自治会防災部 |
| 72 | 青葉台自治会防災部 |
| 73 | 雪印ひらかた自主防災 |
| 74 | 初石パークホームズ自衛防災部 |
| 75 | 平河内自治会保安厚生部 |
| 76 | 東初石2丁目自治会 |
| 77 | 第一住宅初石団地自治会 |
| 78 | 不二団地防災会 |
| 79 | 南柏パークハウス自治会自主防災会 |
| 80 | コンドミニアム初石自治会防災部 |
| 81 | 南流山1丁目自治会 |
| 82 | 富士見台自治会 |
| 83 | 駒木台第二自治会自主防災会 |
| 84 | 小田急江戸川台団地自治会自主防災会 |
| 85 | プレステージ富士見台自主防災会 |
| 86 | コープ野村南流山壱番街自治会自主防災会 |
| 87 | 鱈ヶ崎自治会自主防災会 |
| 88 | トーメン第3江戸川台自治会自主防災会 |
| 89 | 東急団地自治会自主防災会 |
| 90 | 美田自治会自主防災会 |
| 91 | 東急ドエルステージ21センターコート自主防災会 |
| 92 | 前ヶ崎みどり自治会自主防災会 |
| 93 | 西初石4丁目自治会自主防災会 |
| 94 | ゆたか自治会自主防災会 |
| 95 | 西初石1・2丁目自治会 |
| 96 | 西初石3丁目防災会 |
| 97 | 若葉台自治会 |
| 98 | こうのす台自主防災組織 |
| 99 | さつき自治会自主防災組織 |
| 100 | ウッドランドヒルズ自治会自主防災会 |
| 101 | 向小金第二自治会自主防災部 |
| 102 | トーカンマンション南柏ガーデンヒルズ自治会自主防災会 |
| 103 | 江戸川台グリーンハイツ自治会自主防災会 |
| 104 | ウッドパーク初石駅前マンション自主防災会 |
| 105 | 駒木自治会自主防災会 |
| 106 | 大橋団地自治会自主防災会 |

| 番号 | 自治会防災会名称 |
|-----|-------------------------------|
| 107 | 東映自治会自主防災会 |
| 108 | 名都借わかば自治会自主防災会 |
| 109 | 三本松自治会自主防災会 |
| 110 | グリーンコーポ平和台自治会自主防災会 |
| 111 | ルアジーランド流山自治会自主防災会 |
| 112 | 運河団地自主防災会 |
| 113 | 東深井プライマリー |
| 114 | 駒木台第一自治会自主防災会 |
| 115 | レクセルガーデン初石自治会自主防災会 |
| 116 | 泉自治会自主防災会 |
| 117 | 星和江戸川台自主防災組織 |
| 118 | 四季の杜自治会自主防災会 |
| 119 | アズベリーヒルズ自衛消防隊 |
| 120 | 南柏スカイハイツ自主防災会 |
| 121 | ダイアパレスコート・コート自主防災会 |
| 122 | 東初石ハイツ自治会自主防災会 |
| 123 | ホームタウン初石自主防災会 |
| 124 | 東初石パーク・ホームズ自主防災会 |
| 125 | ルネサンス初石自主防災会 |
| 126 | 十太夫自治会自主防災会 |
| 127 | あさぎが丘自治会自主防災委員会 |
| 128 | 南柏パーク・ホームズ ウイングスクエア自主防災会 |
| 129 | プライムガーデン初石自治会自主防災会 |
| 130 | 青田自治会自主防災会 |
| 131 | シャルマン南柏自主防災会 |
| 132 | シティテラスおおたかの森ステーションコート自治会自主防災会 |
| 133 | 名都借自治会自主防災会 |
| 134 | マイキャッスル初石自治会自主防災会 |
| 135 | ティリアテラス自治会自主防災組織 |
| 136 | ポレスター流山平和台自主防災会 |
| 137 | ヒルサイドコート管理組合防災会 |
| 138 | ザ・フォレストレジデンス管理組合自主防災会 |

資料 26 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5 弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5 強 | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6 弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6 強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

木造建物(住宅)の状況

| 震度階級 | 木造建物(住宅) | |
|------|------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 |

注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|------|---|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。 |
| 7 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。 |

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
|------|--|---|
| 5弱 | 亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。 |
| 7 | | |

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|----------------|--|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

| | |
|-----------------------|---|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

